

九十九里町立統合小学校校舎建設・九十九里中学校校舎改築工事設計業務委託 公募型プロポーザル審査・評価要領

1 審査・評価要領の目的

本要領は、「九十九里町立統合小学校校舎建設・九十九里中学校校舎改築工事設計業務委託(以下「本業務」という。)」に係る公募型プロポーザル方式で受託候補者を適切に選定するために、審査方法及び評価基準等を示すものである。

2 選定審査会

選定審査会は、別に定める「九十九里町立統合小学校校舎建設・九十九里中学校校舎改築工事設計業務委託事業者選定審査会設置要領」による。

3 審査方法

審査方法は、プロポーザル参加意向申出書による第一次審査、技術提案書及びヒアリングによる第二次審査により審査を行うものとする。

4 審査実施の留意事項

次の場合は、事務局において参加者に理由等を確認し、その結果、正当な理由が無いと認められる場合には、技術提案書の提出者とししないこととする。

- (1)管理技術者及び総合(意匠)分野の担当主任技術者が建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者ではない場合。
- (2)管理技術者及び総合(意匠)分野の担当主任技術者が、参加者組織に属していない場合。
- (3)管理技術者が1名でない場合。
- (4)各担当主任技術者が各担当分野ごとに1名ずつ配置されていない場合。
- (5)管理技術者又は各担当主任技術者が、それぞれ兼務している場合。
- (6)管理技術者又は総合(意匠)分野の担当主任技術者の手持設計業務件数が3件を超える場合。
- (7)総合(意匠)分野を再委託している場合。
- (8)その他、設定した条件を満たしていない場合。

5 第一次審査(プロポーザル参加意向申出書等の審査)

- (1)第一次審査については、本要領に基づいて、あらかじめ事務局においてプロポーザル参加意向申出書等の審査により選定する。
- (2)参加意向申出者が多い場合は、評価点の上位5者程度を選定する。ただし、評価点が同点となった場合はこの限りではない。
- (3)評価表明書等の評価項目及び配点は、「別表1 プロポーザル参加意向申出書評価表」のとおりとする。

(4)プロポーザル参加意向申出書等の審査における評価点数の算出は、(ア)及び(イ)に掲げる評価係数を、「別表1プロポーザル参加意向申出書評価表」に掲げる配点に乗じて行なうものとする。なお、端数処理については、小数点以下第3位を四捨五入する。

(ア)事業者の評価

① 業務実績【別記第4号様式】

評価項目	評価事項	評価係数
業務実績	校舎の新築工事又は改築工事の基本設計及び実施設計業務件数が2件以上	1.0
	校舎の新築工事又は改築工事の基本設計及び実施設計業務件数が1件以上	0.8
	校舎の増築、大規模改造又は長寿命化改修工事の基本設計及び実施設計業務件数が2件以上	0.6
	校舎の増築、大規模改造又は長寿命化改修工事の基本設計及び実施設計業務件数が1件	0.4

※校舎とは、学校教育法(昭和22年3月29日法律第26号)第1条に定める学校のうち、小学校又は中学校もしくは義務教育学校の校舎をいう。

(イ)配置予定技術者の評価

①資格【別記第5号様式】

分担業務分野	評価する技術者資格等	評価係数
総合(意匠) 主任技術者	構造設計一級建築士、設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
構造 主任技術者	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	その他	0.2
電気設備 主任技術者	技術士、設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士、建築設備士	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	その他	0.2
機械設備 主任技術者	技術士、設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士、建築設備士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	その他	0.2

②業務実績及び立場【別記第6号様式及び第7号様式】

(i) 業務実績

評価項目	評価事項	評価係数
業務実績	校舎の新築工事又は改築工事の基本設計又は実施設計	1.0

	計業務	
	校舎の増築、大規模改造又は長寿命化改修工事の基本設計又は実施設計業務	0.4

※校舎とは、学校教育法(昭和22年3月29日法律第26号)第1条に定める学校のうち、小学校又は中学校もしくは義務教育学校の校舎をいう。

(ii)携わった立場

携わった立場	管理技術者の評価係数	主任技術者の評価係数
管理技術者	1.0	1.0
担当主任技術者	0.4	1.0
担当技術者	0.2	0.4

(iii)評価方法

各実績の(i)×(ii)を算出し、これらを合計したものを3件で除した値(小数点以下第3位を四捨五入する。)を評価係数とする。

実績が2件以下のものについても、加えたものを3件で除するものとする。

③手持業務【別記第5号様式及び第6号様式】

評価項目	評価事項	評価係数
繁忙度	手持業務が1件以下	1.0
	手持業務が2件	0.5
	手持業務が3件以上	0.1

※業務の履行期間が重複するものについて評価する。

※手持業務とは、管理技術者又は担当主任技術者として配置されている業務をいう。

6 第二次審査(技術提案書等の審査)

(1)第二次審査については、本要領に基づいて、選定審査会の各委員が技術提案書等の審査及びヒアリングを行い評価する。

(2)選定審査会の各委員が評価した評価点の平均を第二次審査の評価点とする。

(3)技術提案書等の評価項目及び配点は、「別表2 技術提案書等評価表」のとおりとする。

(4)技術提案書等の評価項目の「1 業務の実施方針」及び「2 特定テーマ」の評価点数の算出は、(ア)及び(イ)に掲げる評価係数を、「別表2 技術提案書等評価表」に掲げる配点に乗じて行なうものとする。なお、端数処理については、小数点以下第3位を四捨五入する。

(ア)業務の実施方針の評価

評価基準	評価係数
A:極めて優れている	1.0
B:優れている	0.8
C:適切である	0.6

D:やや劣っている	0.4
E:劣っている	0.2

(イ)特定テーマの評価

評価基準	評価係数
A:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が極めて優れている	1.0
B:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が優れている	0.8
C:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が十分である	0.6
D:具体的な提案の的確性・独創性・実現性がやや十分である	0.4
E:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が不十分である	0.2

(5)技術提案書等の評価項目の「3 受託予定金額」の評価点数は、以下のとおり算出する。

$\text{提出された最も安価な受託予定金額} \div \text{当該受託予定金額} \times 20$
--

7 受託候補者の特定

第一次審査及び第二次審査の評価点を合計した総合評価点が、最も高い者を最優秀者(第一位受託候補者)、次点者を優秀者(第二位受託候補者)として特定する。

なお、総合評価点が同点である場合は、「第二次審査 2 特定テーマ」の合計評価点が高い方を上位の者とする。そのうえで、同点である場合は、受託予定金額の低い方を上位の者とする。

また、総合評価点が300点満点の内180点未満の場合は、受託候補者として特定しないこととする。

別表1 プロポーザル参加意向申出書評価表

評価項目		評価内容	評価係数 ①	配点 ②	評価点 ①×②		
(ア) 事業者の評価	①業務実績	別記第4号様式から業務実績を評価 新築工事又は改築工事の基本設計及び実施設計業務件数2件以上:1.0 新築工事又は改築工事の基本設計及び実施設計業務件数が1件以上:0.8 増築、大規模改造又は長寿命化改修工事の基本設計及び実施設計業務件数が2件以上:0.6 増築、大規模改造又は長寿命化改修工事の基本設計及び実施設計業務件数が1件:0.4		10			
	②資格	総合(意匠)主任技術者	別記第5号様式から技術者資格評価 【総合(意匠)】・構造設計一級建築士、設備設計一級建築士: 1.0 ・一級建築士:0.8		2		
構造主任技術者		【構造】 ・構造設計一級建築士:1.0 ・一級建築士:0.8 ・その他:0.2		1			
電気設備主任技術者		【電気設備】 ・技術士、設備設計一級建築士:1.0 ・一級建築士、建築設備士:0.8 ・一級電気工事施工管理技士:0.4 ・その他:0.2		1			
機械設備主任技術者		【機械設備】 ・技術士、設備設計一級建築士:1.0 ・一級建築士、建築設備士:0.8 ・一級管工事施工管理技士:0.4 ・その他:0.2		1			
(イ) 配置予定技術者の評価	③実績・立場	別記第6号様式及び第7号様式から業務実績と立場を評価(3件)	(i) 業務実績	(ii) 立場	(i×ii) / 3		
		管理技術者	【業務実績】 ・新築工事又は改築工事の基本設計又は実施設計:1.0 ・増築、大規模改造又は長寿命化改修工事の基本設計又は実施設計業務:0.4			5	
		総合(意匠)主任技術者	【立場】 ・管理技術者 管理:1.0 主任:0.4 担当:0.2			2	
		構造主任技術者	・主任技術者 管理:1.0 主任:1.0 担当:0.4			1	
		電気設備主任技術者				1	
		機械設備主任技術者				1	
④手持業務	別記第6号様式及び第7号様式から繁忙度評価	手持業務件数					
	管理技術者	・手持業務が1件以下:1.0			1		
	総合(意匠)主任技術者	・手持業務が2件:0.5 ・手持業務が3件以上:0.1			1		
	構造主任技術者				1		
	電気設備主任技術者				1		
	機械設備主任技術者				1		
第一次審査 評価点				30			

別表2 技術提案書等評価表

評価項目		評価内容	評価係数 ①	配点 ②	評価点 ①×②
1	業務の実施方針	①業務実施への取組方針について		10	
		②実施体制		10	
		③設計チームの特徴		10	
		④特に重視する設計上の配慮事項等		10	
2	特定テーマ	テーマ1 快適で居心地の良い学校	各特定テーマについて、的確性、独創性、実現性を評価する		35
		テーマ2 学びの変化に柔軟な対応ができる学校			35
		テーマ3 災害に強く安全・安心な学校			35
		テーマ4 小中学校同敷地を生かした学校			35
		テーマ5 長く使い続けられる学校			35
		テーマ6 工事計画の考え方について			35
3	受託予定金額	受託予定金額の経済性	(提出された最も安価な受託予定金額÷当該受託予定金額)×20		20
第二次審査 評価点				270	